(1) 昭和33年5月1日　　No.6

函館商工会議所 會報

商工業者の皆様、業界発展の爲揃って函館商工會議所の會員になりましょう

発行所　函館市鶴岡町1番地　函館商工会議所　電話代表 5400番
発行人　桑野秀治郎

所屋の増修築と小熊幸一郎傳

会頭　加藤　昇

札幌と小樽を会場に「道博」が開催される今年、函館は恰も開港百年目に当つているので、函館市は七月一日を以てこの式典を挙行し七月十五日から八月五日まで盛大な百年祭記念の数々の行事が取り行われます。

その中でも観光なものは海員会館の新設と高田屋嘉兵衛の銅像の建立で、これに要する経費だけで千数百万円に上るものと予想され、其他の諸行事にも四五百万円を要するわけであるが、それに加えて「道新函館支社」が施行する花火大会は時期が盛夏の候であり而も函館港内の水側を取り入れているだけに、其の計画は実に素晴らしいもので未だ桜の季節を迎えたばかりの今日已に道南民の話題を深ているわけであります。

こうした意義深い記念すべき時を迎えたので、函館商工会議所において、昨年十二月以来所屋の増修築を市からと全市商社の寄を授によつて実施しているわけで五月末までに完成を遂げ六月初旬落成式を挙行する運となつて居ります。

函館商工会議所の現所屋は大正十一年、当時本市の豪商として有名な小熊幸一郎氏が、渡道三十五年を記念に金五万円を商工会議所建設費として寄付下され、それで新築したもので、小熊翁はその外に函館図書館の建築費に五万円を、また

東廣丸ブリストル湾に向う

日水、日魯、大洋二社共同経営のカニ母船東廣丸（5380トン）は四月五日正午うらゝかな日ざしを浴びながら、五段雷の打上花火と港内停泊中の船舶が祝福する汽笛の中を勇躍一路激浪に向つた。

博に対して金三万円を寄付されたことは、誠に有難いことであります。

小熊翁は函館商工会議所の恩人であるこの所屋も一部改装を要することになり旁々拡張の要あるこの所屋も一部改装を要することになり旁々拡張の要あるこの所屋も一部改装を要することになり旁々拡張の要あ

（一面から続く）

（十七）開港百年祭協賛行事

（十八）関係外郭団体の運営（商店街連合会、経営者協会、問屋連合会）

五、水産振興に関する事項

（一）北洋出漁受入体制の整備

（二）水産品の品質向上、新製品の製作助成

（三）水産物集散市場の振興

六、運輸貿易振興に関する事項

（一）外船誘致の促進

（二）外航々路新設促進

（三）道南産業道路の整備促進

（四）港湾施設整備促進

（五）海上、陸上輸送力増強

（六）新輸出商品の奨励

（七）貿易関係研究会の開催

（八）貿易関係講演会の開催

（九）貿易事情講演会の開催

（十）関係外郭団体の運営

（十一）貿易振興会

七、観光関係振興に関する事項

（一）函館港百年祭みやげ品コンクールの実施（四月二十五日）

（二）観光写真コンテストの実施（市と共催）

（三）観光パンフレット作成

（四）道南観光ルート実地調査

（五）観光写真展（観光物産展）

（六）関係外郭団体の運営

八、法定台帳に関する事項

（一）法定台帳の作成

（二）法定台帳の整備

（三）法定台帳の運用管理

（四）法定台帳運用パンフレットの作成配布

（五）特定商工業者名簿の作成配布

九、中小企業相談所に関する事項

（一）相談所の運営

（二）相談に応じ、必要ある事項

（三）中小企業者の相談に応ずる。

（四月二十七日）

（二）第十二回国民珠算競技大会に選手派遣（五月十八日於東京）

（三）第八回簿記検定試験（六月九日）

（四）第三十三回珠算能力検定試験（六月二十九日）

（五）第十一回函館珠算競技大会（九月上旬）

（六）第十六回全道珠算競技大会に選手派遣（九月中旬）

（七）計算尺使い方講習会（九月）

（八）第三十四回珠算能力検定試験（十一月二十六日）

（九）第九回簿記検定試験（十一月十六日）

（十）第六回計算尺技能検定試験（十二月七日）

（十一）第三十五回珠算能力検定試験（二月一十二日）

（十二月）商業芸能講習会（二月）

諸規定変更の概容

今次の臨時総会に於ては、新設の特別会費規定に本商工会議所の創新と基礎確立の為、定款をはじめ主要規定の変更を行つたが、その概要は次の通りである。

（一）会員の会費等に付ては、

（イ）会頭、副会頭、顧問、相談役、会員（法人）の部会費は、会費規定第三条第一項第一号の会費とし、

（ロ）会員（個人）の部会費は、会費規定第三条第一項第二号の会費とし、

（ハ）特別会費は、会費規定第三条第一項第三号の会費とし、

（ニ）賛助会費は、会費規定第三条第一項第四号の会費とし、

（ホ）特別賛助会費は、会費規定第三条第一項第五号の会費とし、

（ヘ）賛助会員の会費は、会費規定第三条第一項第六号の会費とし、

（ト）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第七号の会費とし、

（チ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第八号の会費とし、

（リ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第九号の会費とし、

（ヌ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第十号の会費とし、

（ル）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第十一号の会費とし、

（ヲ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第十二号の会費とし、

（ワ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第十三号の会費とし、

（カ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第十四号の会費とし、

（ヨ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第十五号の会費とし、

（タ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第十六号の会費とし、

（レ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第十七号の会費とし、

（ソ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第十八号の会費とし、

（ツ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第十九号の会費とし、

（ネ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二十号の会費とし、

（ナ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二十一号の会費とし、

（ラ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二十二号の会費とし、

（ム）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二十三号の会費とし、

（ウ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二十四号の会費とし、

（ヰ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二十五号の会費とし、

（ノ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二十六号の会費とし、

（オ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二十七号の会費とし、

（ク）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二十八号の会費とし、

（ヤ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二十九号の会費とし、

（マ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三十号の会費とし、

（ケ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三十一号の会費とし、

（フ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三十二号の会費とし、

（コ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三十三号の会費とし、

（エ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三十四号の会費とし、

（テ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三十五号の会費とし、

（ア）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三十六号の会費とし、

（サ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三十七号の会費とし、

（キ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三十八号の会費とし、

（ユ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三十九号の会費とし、

（メ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第四十号の会費とし、

（ミ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第四十一号の会費とし、

（シ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第四十二号の会費とし、

（ヒ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第四十三号の会費とし、

（モ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第四十四号の会費とし、

（セ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第四十五号の会費とし、

（ス）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第四十六号の会費とし、

（ン）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第四十七号の会費とし、

（ル）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第四十八号の会費とし、

（ロ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第四十九号の会費とし、

（ハ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第五十号の会費とし、

（ニ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第五十一号の会費とし、

（ホ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第五十二号の会費とし、

（ヘ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第五十三号の会費とし、

（ト）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第五十四号の会費とし、

（チ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第五十五号の会費とし、

（リ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第五十六号の会費とし、

（ヌ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第五十七号の会費とし、

（ル）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第五十八号の会費とし、

（ヲ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第五十九号の会費とし、

（ワ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第六十号の会費とし、

（カ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第六十一号の会費とし、

（ヨ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第六十二号の会費とし、

（タ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第六十三号の会費とし、

（レ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第六十四号の会費とし、

（ソ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第六十五号の会費とし、

（ツ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第六十六号の会費とし、

（ネ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第六十七号の会費とし、

（ナ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第六十八号の会費とし、

（ラ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第六十九号の会費とし、

（ム）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第七十号の会費とし、

（ウ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第七十一号の会費とし、

（ヰ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第七十二号の会費とし、

（ノ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第七十三号の会費とし、

（オ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第七十四号の会費とし、

（ク）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第七十五号の会費とし、

（ヤ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第七十六号の会費とし、

（マ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第七十七号の会費とし、

（ケ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第七十八号の会費とし、

（フ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第七十九号の会費とし、

（コ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第八十号の会費とし、

（エ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第八十一号の会費とし、

（テ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第八十二号の会費とし、

（ア）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第八十三号の会費とし、

（サ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第八十四号の会費とし、

（キ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第八十五号の会費とし、

（ユ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第八十六号の会費とし、

（メ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第八十七号の会費とし、

（ミ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第八十八号の会費とし、

（シ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第八十九号の会費とし、

（ヒ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第九十号の会費とし、

（モ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第九十一号の会費とし、

（セ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第九十二号の会費とし、

（ス）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第九十三号の会費とし、

（ン）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第九十四号の会費とし、

（ル）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第九十五号の会費とし、

（ロ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第九十六号の会費とし、

（ハ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第九十七号の会費とし、

（ニ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第九十八号の会費とし、

（ホ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第九十九号の会費とし、

（ヘ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百号の会費とし、

（ト）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百一号の会費とし、

（チ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百二号の会費とし、

（リ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百三号の会費とし、

（ヌ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百四号の会費とし、

（ル）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百五号の会費とし、

（ヲ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百六号の会費とし、

（ワ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百七号の会費とし、

（カ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百八号の会費とし、

（ヨ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百九号の会費とし、

（タ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百十号の会費とし、

（レ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百十一号の会費とし、

（ソ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百十二号の会費とし、

（ツ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百十三号の会費とし、

（ネ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百十四号の会費とし、

（ナ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百十五号の会費とし、

（ラ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百十六号の会費とし、

（ム）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百十七号の会費とし、

（ウ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百十八号の会費とし、

（ヰ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百十九号の会費とし、

（ノ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百二十号の会費とし、

（オ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百二十一号の会費とし、

（ク）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百二十二号の会費とし、

（ヤ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百二十三号の会費とし、

（マ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百二十四号の会費とし、

（ケ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百二十五号の会費とし、

（フ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百二十六号の会費とし、

（コ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百二十七号の会費とし、

（エ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百二十八号の会費とし、

（テ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百二十九号の会費とし、

（ア）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百三十号の会費とし、

（サ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百三十一号の会費とし、

（キ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百三十二号の会費とし、

（ユ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百三十三号の会費とし、

（メ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百三十四号の会費とし、

（ミ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百三十五号の会費とし、

（シ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百三十六号の会費とし、

（ヒ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百三十七号の会費とし、

（モ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百三十八号の会費とし、

（セ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百三十九号の会費とし、

（ス）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百四十号の会費とし、

（ン）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百四十一号の会費とし、

（ル）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百四十二号の会費とし、

（ロ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百四十三号の会費とし、

（ハ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百四十四号の会費とし、

（ニ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百四十五号の会費とし、

（ホ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百四十六号の会費とし、

（ヘ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百四十七号の会費とし、

（ト）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百四十八号の会費とし、

（チ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百四十九号の会費とし、

（リ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百五十号の会費とし、

（ヌ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百五十一号の会費とし、

（ル）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百五十二号の会費とし、

（ヲ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百五十三号の会費とし、

（ワ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百五十四号の会費とし、

（カ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百五十五号の会費とし、

（ヨ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百五十六号の会費とし、

（タ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百五十七号の会費とし、

（レ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百五十八号の会費とし、

（ソ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百五十九号の会費とし、

（ツ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百六十号の会費とし、

（ネ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百六十一号の会費とし、

（ナ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百六十二号の会費とし、

（ラ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百六十三号の会費とし、

（ム）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百六十四号の会費とし、

（ウ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百六十五号の会費とし、

（ヰ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百六十六号の会費とし、

（ノ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百六十七号の会費とし、

（オ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百六十八号の会費とし、

（ク）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百六十九号の会費とし、

（ヤ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百七十号の会費とし、

（マ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百七十一号の会費とし、

（ケ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百七十二号の会費とし、

（フ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百七十三号の会費とし、

（コ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百七十四号の会費とし、

（エ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百七十五号の会費とし、

（テ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百七十六号の会費とし、

（ア）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百七十七号の会費とし、

（サ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百七十八号の会費とし、

（キ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百七十九号の会費とし、

（ユ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百八十号の会費とし、

（メ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百八十一号の会費とし、

（ミ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百八十二号の会費とし、

（シ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百八十三号の会費とし、

（ヒ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百八十四号の会費とし、

（モ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百八十五号の会費とし、

（セ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百八十六号の会費とし、

（ス）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百八十七号の会費とし、

（ン）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百八十八号の会費とし、

（ル）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百八十九号の会費とし、

（ロ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百九十号の会費とし、

（ハ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百九十一号の会費とし、

（ニ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百九十二号の会費とし、

（ホ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百九十三号の会費とし、

（ヘ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百九十四号の会費とし、

（ト）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百九十五号の会費とし、

（チ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百九十六号の会費とし、

（リ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百九十七号の会費とし、

（ヌ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第百九十八号の会費とし、

（ル）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第百九十九号の会費とし、

（ヲ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百号の会費とし、

（ワ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百一号の会費とし、

（カ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百二号の会費とし、

（ヨ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百三号の会費とし、

（タ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百四号の会費とし、

（レ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百五号の会費とし、

（ソ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百六号の会費とし、

（ツ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百七号の会費とし、

（ネ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百八号の会費とし、

（ナ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百九号の会費とし、

（ラ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百十号の会費とし、

（ム）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百十一号の会費とし、

（ウ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百十二号の会費とし、

（ヰ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百十三号の会費とし、

（ノ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百十四号の会費とし、

（オ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百十五号の会費とし、

（ク）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百十六号の会費とし、

（ヤ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百十七号の会費とし、

（マ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百十八号の会費とし、

（ケ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百十九号の会費とし、

（フ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百二十号の会費とし、

（コ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百二十一号の会費とし、

（エ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百二十二号の会費とし、

（テ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百二十三号の会費とし、

（ア）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百二十四号の会費とし、

（サ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百二十五号の会費とし、

（キ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百二十六号の会費とし、

（ユ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百二十七号の会費とし、

（メ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百二十八号の会費とし、

（ミ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百二十九号の会費とし、

（シ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百三十号の会費とし、

（ヒ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百三十一号の会費とし、

（モ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百三十二号の会費とし、

（セ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百三十三号の会費とし、

（ス）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百三十四号の会費とし、

（ン）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百三十五号の会費とし、

（ル）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百三十六号の会費とし、

（ロ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百三十七号の会費とし、

（ハ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百三十八号の会費とし、

（ニ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百三十九号の会費とし、

（ホ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百四十号の会費とし、

（ヘ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百四十一号の会費とし、

（ト）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百四十二号の会費とし、

（チ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百四十三号の会費とし、

（リ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百四十四号の会費とし、

（ヌ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百四十五号の会費とし、

（ル）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百四十六号の会費とし、

（ヲ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百四十七号の会費とし、

（ワ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百四十八号の会費とし、

（カ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百四十九号の会費とし、

（ヨ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百五十号の会費とし、

（タ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百五十一号の会費とし、

（レ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百五十二号の会費とし、

（ソ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百五十三号の会費とし、

（ツ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百五十四号の会費とし、

（ネ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百五十五号の会費とし、

（ナ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百五十六号の会費とし、

（ラ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百五十七号の会費とし、

（ム）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百五十八号の会費とし、

（ウ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百五十九号の会費とし、

（ヰ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百六十号の会費とし、

（ノ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百六十一号の会費とし、

（オ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百六十二号の会費とし、

（ク）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百六十三号の会費とし、

（ヤ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百六十四号の会費とし、

（マ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百六十五号の会費とし、

（ケ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百六十六号の会費とし、

（フ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百六十七号の会費とし、

（コ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百六十八号の会費とし、

（エ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百六十九号の会費とし、

（テ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百七十号の会費とし、

（ア）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百七十一号の会費とし、

（サ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百七十二号の会費とし、

（キ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百七十三号の会費とし、

（ユ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百七十四号の会費とし、

（メ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百七十五号の会費とし、

（ミ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百七十六号の会費とし、

（シ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百七十七号の会費とし、

（ヒ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百七十八号の会費とし、

（モ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百七十九号の会費とし、

（セ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百八十号の会費とし、

（ス）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百八十一号の会費とし、

（ン）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百八十二号の会費とし、

（ル）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百八十三号の会費とし、

（ロ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百八十四号の会費とし、

（ハ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百八十五号の会費とし、

（ニ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百八十六号の会費とし、

（ホ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百八十七号の会費とし、

（ヘ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百八十八号の会費とし、

（ト）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百八十九号の会費とし、

（チ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百九十号の会費とし、

（リ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百九十一号の会費とし、

（ヌ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百九十二号の会費とし、

（ル）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百九十三号の会費とし、

（ヲ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百九十四号の会費とし、

（ワ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百九十五号の会費とし、

（カ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百九十六号の会費とし、

（ヨ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百九十七号の会費とし、

（タ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百九十八号の会費とし、

（レ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第二百九十九号の会費とし、

（ソ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百号の会費とし、

（ツ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百一号の会費とし、

（ネ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百二号の会費とし、

（ナ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百三号の会費とし、

（ラ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百四号の会費とし、

（ム）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百五号の会費とし、

（ウ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百六号の会費とし、

（ヰ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百七号の会費とし、

（ノ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百八号の会費とし、

（オ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百九号の会費とし、

（ク）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百十号の会費とし、

（ヤ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百十一号の会費とし、

（マ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百十二号の会費とし、

（ケ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百十三号の会費とし、

（フ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百十四号の会費とし、

（コ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百十五号の会費とし、

（エ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百十六号の会費とし、

（テ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百十七号の会費とし、

（ア）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百十八号の会費とし、

（サ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百十九号の会費とし、

（キ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百二十号の会費とし、

（ユ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百二十一号の会費とし、

（メ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百二十二号の会費とし、

（ミ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百二十三号の会費とし、

（シ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百二十四号の会費とし、

（ヒ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百二十五号の会費とし、

（モ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百二十六号の会費とし、

（セ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百二十七号の会費とし、

（ス）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百二十八号の会費とし、

（ン）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百二十九号の会費とし、

（ル）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百三十号の会費とし、

（ロ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百三十一号の会費とし、

（ハ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百三十二号の会費とし、

（ニ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百三十三号の会費とし、

（ホ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百三十四号の会費とし、

（ヘ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百三十五号の会費とし、

（ト）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百三十六号の会費とし、

（チ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百三十七号の会費とし、

（リ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百三十八号の会費とし、

（ヌ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百三十九号の会費とし、

（ル）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百四十号の会費とし、

（ヲ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百四十一号の会費とし、

（ワ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百四十二号の会費とし、

（カ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百四十三号の会費とし、

（ヨ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百四十四号の会費とし、

（タ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百四十五号の会費とし、

（レ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百四十六号の会費とし、

（ソ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百四十七号の会費とし、

（ツ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百四十八号の会費とし、

（ネ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百四十九号の会費とし、

（ナ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百五十号の会費とし、

（ラ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百五十一号の会費とし、

（ム）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百五十二号の会費とし、

（ウ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百五十三号の会費とし、

（ヰ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百五十四号の会費とし、

（ノ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百五十五号の会費とし、

（オ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百五十六号の会費とし、

（ク）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百五十七号の会費とし、

（ヤ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百五十八号の会費とし、

（マ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百五十九号の会費とし、

（ケ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百六十号の会費とし、

（フ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百六十一号の会費とし、

（コ）賛助会員（個人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百六十二号の会費とし、

（エ）賛助会員（法人）の会費は、会費規定第三条第一項第三百六十三号の会費とし、